

第 167 号 (2020 年 1 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

## ■ 巻 頭 言

- ◆ 中国を「再定義」する  
三菱 UFJ 銀行 国際業務部 石橋克之

## ■ エグゼクティブ・サマリー

## ■ 特 集

- ◆ 最近の外資をめぐる政策・法令の動向  
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部…………… 1

## ■ 特 集

- ◆ 日本から輸入された機械設備「該当機」が遊休化した場合の取扱い  
三菱 UFJ リースグループ 友瑠信商貿 (上海) 有限公司…………… 8

## ■ 経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し  
三菱 UFJ 銀行 経済調査室…………… 12

## ■ 人民元レポート

- ◆ 2020 年の人民元相場動向について  
MUFG バンク (中国) 環球金融市場部…………… 16

## ■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：外資系銀行と保険会社に対する中国市場への参入条件の緩和  
KPMG 中国…………… 23

## ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



## 中国を「再定義」する

三菱 UFJ 銀行  
国際業務部  
石橋克之

2019 年は日中関係が改善、今春には国賓として習近平主席が来日する。中国抜きに各分野を語る事が難しくなっており、2020 年は従来以上に中国を考える機会が増えよう。2019 年を振り返っても、貿易摩擦、技術覇権を巡る動きなどで、ほぼ毎日、中国関連の記事、情報が各種媒体を賑わしていた。経済、自動車、フィンテック、AI、E コマース、観光、安全保障等、広範な分野で先ず語られるのは中国である。日本での高級ホテルの新設ラッシュも中華圏の訪日客を前提としたものだろう。また、現在の中国は、日本の現在、過去、未来を映す鏡でも有る。富裕層や中間層といった中国消費者の厚みは、現在の日本以上である。環境問題、都市化の進展で工場の移転が発生している状況は、過去の日本と同じと言える。一方、スマホ決済、E コマース、データドリブンな事業展開では、世界のトップランナーであり、未来の日本を先取りしているとも言える。そして、中国、日本双方で、異なる時間軸に位置する事業については、先進している側のノウハウ・技術を取り入れようという動きも始まっている。日本のシルバービジネス、医療・健康・美容ビジネスを積極的に取り入れようという中国企業・政府機関も増えている。一方で、「芝麻信用」に代表される豊富なデータを活用したサービス、信用システムは中国のお家芸となりつつ有るが、こうした中国のノウハウは日本の各産業に大きな影響、変化をもたらす可能性が有り、中国からの技術ノウハウの導入が成功要因となろう。

世界を見渡せば、僅か 10 年から 20 年で GDP 等世界経済に占める中国を含めたアジアの割合は飛躍的に高まり、今後は欧米を大きく上回るプレゼンスを持つことになる。中国以外のアジア諸国の成長の可能性も高く、アジア諸国での企業活動が今後の日本企業の重要な事業機会となることに異論は無いだろう。一人当たりの GDP は発展した中国でも 1 万米ドル程度であるが、インド、ベトナム、フィリピン、インドネシアはその半分にも満たない水準となっており、ビジネスチャンスが期待される。かかる状況下、地理的に近い日本は欧米多国籍企業に比べ、アジアビジネスで優位に立てると期待する向きも有るが、話はそうシンプルではない。この 10 余年で、アジアにおける中国のプレゼンスが増大している。アジア各国への投資、貿易では、中国がトップ乃至上位を占めており、アジア各国の最大のステークホルダーは中国になりつつ有る。また、アセアン諸国の経済界には、華僑系財閥が重要な地位を占めているところが少なくなく、ルーツを同じくし、中国語(普通語)・広東語でコミュニケーションが可能な地域も有る。中国は世界の工場から世界の市場とも言われるが、世界の工場としての地位は健在であり、今後は海外へサプライチェーン・バリューチェーンを拡大させていく方向に有る。日本企業は有望な中国市場でプレゼンスを発揮することが期待されているが、アジア市場では中国資本との競争を勝ち抜くことが必要だ。

こうして考えると日本企業の経営戦略、事業戦略の策定において、中国は協調するにしても競合するにしても避けて通れない存在だ。中国を単なる生産地、消費地と捉えるのではなく、研究開発、アジア展開、マーケティングといったバリューチェーンの一翼を担う存在として中国を位置付け、戦略を実行すべきではないだろうか。逆説的に言えば、ターゲットとする市場をアジアとしても、人材、組織、リソースにおいて中国の活用が有効ということである。即ち、アジアビジネスではリバースエンジニアリング的に安く製造する技術を中国で会得するとか、中国企業と組んだ事業展開をするとか、中国の人材をアジアに投入するとか、様々な方法が考えられる。こうした発想は、日本国内ビジネスにおいても求められる可能性もあろう。

とはいえ、債務問題や中国固有の規制など中国に関するリスクを心配する声も有る。中国に事業機会を認めるが、リスクをどう考えるのかという企業は多い。良くないのは、中国に対してポジティブに捉えるか、ネガティブに捉えるかといった二元論に陥ることである。中国にもポジティブ面、ネガティブ面が有り、中国自身もそれを認識している。

中国に対するそれぞれの企業のポジションは異なる。既に十分投資を回収出来た企業、成長戦略の中核とする企業、事業機会を認識しているものの投資について逡巡している企業など様々である。その意味で、グローバルな事業環境の中で、今一度、「中国を再定義」し、状況を中立的に認識してスピーディーに戦略を策定、実行をすることが必要ではないだろうか。

2020年の干支は「庚子（かのえ・ね／こう・し）」で、「庚」と「子」それぞれ「前年からのものを継承しつつ、思い切って更新・進化させる」、「新しい生命が種子の内部から芽生える状態」との意を日本では表すという。正に「中国を再定義」し、企業の更なる進化・発展を目指し、実行させて行く年になるのではないだろうか。

（執筆者略歴）

1993年入行。国内外支店、本部で企業取引に従事。中国は上海、広州に駐在。三菱UFJリサーチ&コンサルティング出向を経て、2016年より国際業務部・東アジア担当部長、現在に至る。

## エグゼクティブ・サマリー

### 特集 「最近の外資をめぐる政策・法令の動向」

- ◇最近の外資をめぐる政策・法令は、「外商投資法」制定や外資への開放分野の拡大など外国投資者の投資段階での待遇改善に関する動きに加え、企業の事業や経営に関わる行政手続きの簡素化など投資後の待遇改善を図る動きも大きな進展を見せている。
- ◇2020 年 1 月 1 日施行の「外商投資法」は、ネガティブリストによる管理、内国民待遇の適用などを明記しているほか、外商投資企業の組織形態、組織機構と活動準則は、従来の外資三法に代えて「公司法」「パートナーシップ企業法」の規定を適用し、規定に合致しない場合は 5 年以内に変更手続きが必要としている。具体的な実施細則は現在パブリックコメントが公開されている。
- ◇行政面の改善では、2020 年 1 月 1 日施行の「ビジネス環境改善条例」が政府の市場活動への直接的干渉の最大限減少、行政手続きの事中事後の監督管理の強化等を明記し、商事制度改革の深化、市場参入ネガティブリスト制度の実施、登記抹消手続きの簡素化、行政サービスの標準化などが既に実施され、大きく進展している。

### 特集 「日本から輸入された機械設備『該当機』が遊休化した場合の取扱い」

- ◇中国では近年、人件費高騰・環境規制・米中貿易摩擦の影響等を背景にした、日系企業の事業縮小・移転・撤退などの動きに伴い、余剰となった機械設備を海外へ移設、第三者に売却する企業が増えてきている。
- ◇斯かる機械設備が日本から輸入した物件の場合、輸入時に経済産業大臣の許可 (E/L) を取得した『該当機』であるか否かを確認し、『該当機』の場合は中国国内転売、中国国外転売、中国国内スクラップ処理のそれぞれの処分方法に応じた取り扱いが必要となる。
- ◇特に、『該当機』を国外に転売する場合は、当初の輸出者経由で経済産業省の事前許可の取得が必要で、違反した場合は日本の親会社にも影響が及ぶことがあるため、慎重な対応が求められる。

### 経 済 「中国経済の現状と見通し」

- ◇中国経済は 2018 年後半以降、減速基調が目立ち、直近 7-9 月期の実質 GDP 成長率は前年比+6.0%と通年目標 (+6.0~6.5%) の下限に達した。10 月までの月次経済指標も、輸出入、固定資産投資、生産、PMI 等、総じて減速方向にある。
- ◇背景にシャドーバンキング抑制などのデレバレッジ (過剰債務削減) と米国との通商摩擦のエスカレートという複合的な景気下押し圧力がある中、政府は対外開放政策、産業政策、インフラ投資、財政・金融政策等を組み合わせた重層的な政策対応に舵を切っている模様。
- ◇これらを考え合わせると、中国経済は今後も減速を続けるものの、一定の景気対策で埋め合わせが続くなか、顕著な失速は回避されるだろう。但し、成長率は 2019 年が前年比+6.1%で着地した後、2020 年は+5.8%と、抽象的であった 6%の大台を割り込む水準を許容するものと予想される。

## 人民元レポート 「2020 年の人民元相場動向について」

◇2019 年の米ドル人民元相場は、5 月以降、米国の対中制裁関税措置の先鋭化を受けて人民元安傾向が鮮明となり、防衛ラインと目された 7.0 を突破するも、12 月 12 日の第 1 段階の米中貿易合意を受けて 6.96 台の人民元高を示現。但し、合意内容の不透明感から再び 7.0 に接近している。

◇2020 年の人民元相場動向については、①米中通商摩擦は短期間で解決には至らないと思われ人民元に対する下落圧力が燻り続ける、②金融政策では米国の引締め・中国の緩和姿勢から足元の中米双方の緩和方向へのシフトによる米中金利差の拡大が人民元高方向に作用、③通貨政策ではある程度の人民元安を許容するものの大幅な人民元安に対しては元安抑制策の導入が想定される。

◇よって、2020 年の人民元相場は引き続き米中通商摩擦に左右されつつも、方向感としては緩やかな人民元安で相場を安定させていくものと考えられる。

## スペシャリストの目

### 税務会計 「外資系銀行と保険会社に対する中国市場への参入条件の緩和」

◇中国国務院は、2019 年 9 月 30 日付けで外資系銀行と保険会社の市場参入条件を緩和する内容の「『中華人民共和国外資保険会社管理条例』および『中華人民共和国外資銀行管理条例』の改定に関する国務院の決定」(国務院令第 720 号)を公布し、同日施行した。

◇同条例には、外資系銀行と外資系保険会社が中国市場に参入する際の、株主の総資産・種類・経営期間等に対する制限の撤廃や、中国における業務範囲の拡大が盛り込まれ、市場の予想を超える対外開放措置となっている。

◇但し、一方で、銀行、保険会社に対する監督管理は依然と厳しく、税務環境は複雑で、監督管理面では銀行業監督管理機構が定める健全性条件の充足が必要であり、税務面では税制適用において複雑性と不確実性が存在することに留意が必要。

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2020 年 1 月 25 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>





## 最近の外資をめぐる政策・法令の動向

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部  
シニアアドバイザー 池上隆介

最近の外資をめぐる政策・法令は、「外商投資法」の制定や外資への開放分野の拡大など外国投資者の投資段階での待遇改善に関する動きが目につくが、一方では企業の事業や経営に関わる行政手続きの簡素化など、投資後の待遇改善を図る動きも大きな進展を見せている。今回は、これらの最近の状況について紹介したい。

### 1. 「外商投資法」の公布・施行

2019年3月に「外商投資法」が公布され、2020年1月1日から施行される。「外商投資法」には、外国投資者の投資に対してネガティブリストによる特別管理措置を実施するほかは内国民待遇を適用することが明記され、また投資に対する保護や企業の経営活動での平等待遇の保障などが種々規定された。外資にとって「外商投資法」の制定の意味は、これらが法律で保障されたということだろう。だが、実務の面からは、旧法からの移行方法や新法の下での投資の手続きがどうなるかが注目される。

#### 1) 既存の外商投資企業の変更手続き

「外商投資法」の施行と同時に、これまでの「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」のいわゆる外資三法は廃止となる。「外商投資法」では、外商投資企業の組織形態、組織機構と活動準則は「公司法」、「パートナーシップ企業法」の規定を適用するとされ、既存の外商投資企業は組織形態などが「公司法」、「パートナーシップ企業法」の規定に合致しない場合には変更しなければならない。この点、「外商投資法」では、5年間は元の組織形態などを保留することができることとされ、具体的な実施規則は国務院が定めるとされている。

国務院の定める実施規則とは、「外商投資法実施条例」を指すと見られる。この条例は2019年11月にパブリックコメント募集稿（以下、草案という）が公開されたが、12月上旬時点ではまだ公布されていない。草案によると、既存の外商投資企業の組織形態等の変更手続きの具体規則については、国務院市場監督管理部門（注：国家市場監督管理総局）が国務院関係部門とは別に制定するとされている。この具体規則も未公布だが、ただ国家市場監督管理総局が公開している「外商投資法」施行後の外商投資企業の登記方法を示した文書の草案（注1）では、「『外商投資法』施行後5年以内に最高権力機構、董事の任期、重大事項の議決メカニズム、利益配当等が『公司法』の強制性規定に合致しない事項の調整を申請する場合は、登記機関（注：市場監督管理部門）に変更登記または定款、高級管理者の届出等を申請しなければならない」と述べられている。

「外商投資法実施条例」草案では、「外商投資法」で5年間は元の組織形態等を保留できるとしている点について、さらに6ヵ月間の猶予期間を設けるとし、それを過ぎても変更手続きをしない場合には、企業登記機関（注：市場監督管理部門）は企業のその他の登記事項を処理せず、かつ関連の状況を「国家企業信用情報公示システム（以下、企業信用情報システム）」（注2）を通じて公示すると述べられている。なお、条例草案では、「外商投資法」施行後も既存の外商投資企業の合弁・合作各方が、契約で約定した収益分配方法、余剰財産分配方法などについては合弁・合作期限内は引き続き約定通りとすることができる、とされている。

## 2) 投資の手続きと企業登記手続きの関係

「外商投資法」では、外国投資者または外商投資企業は既存の「企業登記システム」及び「企業信用情報システム」を通じて商務主管部門に外商投資情報を報告すると規定されている。従来、商務主管部門に対しては、外商投資企業の設立・変更の届出または審査・認可申請を行うこととされていたが、これが外商投資情報報告に変わる。

この実施規則についても、商務部と国家市場監督管理総局から「外商投資情報報告弁法」が公布される予定で、草案が公開されている（注 3）。外商投資情報報告は、外商投資企業の設立登記時（国内の非外商投資企業の持分買収の場合は変更登記時）に提出する初期報告、投資情報に変更があった場合の変更登記時に提出する変更報告、外商投資企業の合併・分割・終了の場合の抹消報告、それに年度報告が含まれるとされている。これらの報告は、市場監督管理部門のシステムから商務部門のシステムを通じて送付されるが、商務部門では受け取った情報のうち、関係法規により公示すべきものと外国投資者または外商投資企業が公示を選択したものを「企業信用情報システム」を通じて社会に公示するが、その他の情報は公開しないとされている。

外商投資ネガティブリスト制度は 2016 年から全国で実施されているが、従来の投資手続きは、該当のネガティブリスト分野に投資する場合は 2015 年以前と同様に商務部門の審査・認可とされ、それ以外の分野では商務部門への届出とされていた。「外商投資法」施行後は、これらの手続きは廃止される。なお、商務部門が行っていたネガティブリストに該当する場合の審査・認可については、「外商投資法実施条例」草案では、市場監督管理部門が企業の設立・変更登記時にネガティブリストに記載される外資の持分比率や高級管理者などの制限的要求に合致するか否かを確認するとされている。以上から、「外商投資法」施行後の外商投資企業の設立・変更手続きは、市場監督管理部門での登記を行うだけで、商務部門は関与しないことになる。

## 2. 対外開放分野の拡大

従来、外国投資者の投資を制限してきた分野の開放は、外商投資ネガティブリストから除外される。2017 年に単独の外商投資ネガティブリストとして公布されたネガティブリストは、63 項目が記載され、18 年の改訂では 48 項目、19 年に改訂された現行のリストでは 40 項目に減少している。今後はさらに自動車製造、金融・保険・証券の分野で開放を拡大することが予定されている。その具体的な内容は、18 年版、19 年版のリストにも記載されているが、2019 年 10 月に国務院から新しい外資導入方針が発表され、その中で今後の対外開放の分野と内容が示されている（注 4）。

### 今後の対外開放の主な分野と内容

#### <金融業>

- ・外資銀行、証券会社、基金管理会社等の業務範囲の制限を取り消す
- ・銀行業、保険業の機構設立と業務展開での数量制限を取り消す
- ・外国銀行による外資法人銀行・支店設立での総資産規模の要求を取り消す
- ・保険ブローカー業務での経営期間と総資産要求を取り消す
- ・外資銀行と外資保険機構に投資する株主の範囲を拡大する
- ・中外合弁銀行の中国側の唯一の株主または主要株主を金融機構とする要求を取り消す
- ・外国の保険集団会社による各種保険機構の設立を許可する
- ・外資保険会社・分支機構（支店・事務所）の設立・変更等の行政許可を内資・外資一致の原則で処理する
- ・2020 年に証券会社、証券投資基金管理会社、先物取引会社、生命保険会社に対する外資持分比率 51%以下の要求を取り消す

#### <自動車製造>

- ・内資と外資の自動車製造企業の新エネルギー車に対して、同等の市場参入待遇を保証する
- ・「乗用車企業平均燃費・新エネルギー車クレジット並行管理弁法」を改訂し、合弁の外国側・中国側パートナーが合意した場合に、外国側が中国に投資する完成車企業間でのクレジットの譲渡を許可する

<その他>

- ・内資と外資の建築業企業の業務請負範囲を統一する
- ・外国投資者のインターネット接続サービス営業場所、娯楽場所等の経営での業務関連規定を整備する

### 3. 行政面の改善

2019年10月に国务院から「ビジネス環境改善条例」が公布されたが(施行は2020年1月1日)、これは政府が従来実施してきた様々な行政改革を法の下で推進することを明らかにしたものである。この条例は、ビジネスを行う外商投資企業を含むすべての企業と個人を対象としているが、外資から見ると投資・企業設立後の待遇を改善する内容ともなっている。

この条例では、「ビジネス環境」について「市場主体(注:企業その他の組織と個人のこと)が市場経済活動において関係する体制メカニズム性の要素と条件」と定義され、その改善については「国家は行政の“簡政放権、放管結合、優化服務”改革を深化させ、政府の市場資源の直接的配置を最大限減少させ、政府の市場活動への直接的干渉を最大限減少させ、行政手続きの事中事後の監督管理を強化し、行政サービス能力とレベルの向上に注力する」とし、これにより「制度性の取引コストを確実に引き下げ、市場の活力と社会の創造力をより大きく引き出し、発展の原動力を増強させる」と述べられている。“簡政放権、放管結合、優化服務”は政府の行政改革の方針を表すスローガンで、行政の手続き簡素化と権限委譲、権限委譲と監督管理の改善の両立、サービスの最適化を意味するが、これは現政権が発足して以来、強力に推進してきたものである。

条例では、「市場主体の保護」、「市場環境」、「行政サービス」、「監督管理・法執行」、「法治の保障」の5つの面について、国家ないし政府が実行する目標や方針・政策が列挙されており、その数は50項目余りに上っている。

そのうち、「市場主体の保護」については、「国家による市場主体の資金・技術・人的資源・土地使用権等の各種生産要素と公共サービス資源の平等使用の保障」、「政府および関係部門による入札および政府調達での公開・透明、公平・公正、市場主体への平等待遇」、「国家による市場主体の財産権、その他の合法的権利・利益、経営者の身体・財産の安全の保護」、「国家による中小投資者の権利・利益保護の強化」など理念的な目標が多いが、「市場環境」や「行政サービス」については政府が実行する具体的な政策・措置が挙げられている。ここでは、その中からすでに実施され、かつ大きく進展しているものを挙げてみたい。

#### 「ビジネス環境改善条例」制定の背景

「ビジネス環境」は中国語で「営商環境」というが、この言葉は最近使われるようになったものである。特に習近平国家主席が公式の場で発言したことがきっかけになったようで、習主席は「安定、公平、透明、予見可能なビジネス環境を創造する」(2017年7月の中央財經指導小組の会議での発言)、また「国際的に一流のビジネス環境を創造する」(2018年11月の第1回中国国際輸入博覧会開の幕式でのスピーチ)などと述べている。

「ビジネス環境改善条例」の制定にあたっては、世界銀行が毎年発表している世界各国・地域のビジネス環境評価が意識されている。それは、世界銀行が各国・地域の中小企業のビジネス活動に対する規制を評価しているもので、評価の指標は、事業開始の容易性、建設許可取得の容易性、電力事情、不動産登記の容易性、資金調達環境、少数株主保護、納税環境、貿易環境、契約執行状況、



破綻処理の 10 項目とされ、それぞれについてポイントを付け、ランキング化している。中国は総合評価で 2018 年 78 位、19 年 46 位、20 年 31 位（年度はいずれも報告書記載のもの）とランキングを急速に上げている。政府の責任者は、世界銀行の主な評価指標を参照してビジネス環境の改善目標を設定したと述べている。

### 1) 商事制度改革の深化、“証照分離”改革の推進

商事制度改革は、市場主体の起業を容易にすることを目的として企業の登記条件・手続きの簡素化を図るもので、これには①企業の登録資本の最低額や出資払込期限の撤廃（2014 年 12 月に改正された「公司法」により実施済み）、②企業の各行政機関での登記証書を統合する“多証合一”と営業許可証上に統一社会信用コードを記載する“一照一碼”による各種行政手続きの統合・簡略化（現在進行中）、③設立登記前の行政許可取得事項の削減（金融・保険・証券などの特定業種や危険化学品の取扱いなど特定の業務に対する許可事項で現在 28 項目）、登記後の行政許可取得事項への変更（下記の“証照分離”改革をご参照）、④企業の登記情報や年度報告の公開（「企業信用情報システム」に掲載）などが含まれる。

これらはすでに基本的な制度が完成しているが、行政手続きの簡略化はまだ改善の余地があり、企業情報の公開については各行政機関が保有する行政許可、行政処罰、信用等級などの情報についても合わせて公開されることが望まれる。

“証照分離”改革は、企業の取得が義務付けられる事業や業務に関わる各種の許可証（“証”）を登記時に交付される営業許可証（営業執“照”）と切り離し、その取得を容易にする改革のことである。2015 年 12 月から上海浦東新区で一部の行政許可事項を対象に試行が始まり、2019 年 12 月からは全国 18 カ所の自由貿易試験区ですべての行政許可事項（中央レベルの 523 項目）を対象に実施されている。

その実施通知によれば、企業の経営に関わる行政許可事項を審査・許可の取り消し、審査・許可から届出への変更、“告知承諾”の実行（注：行政機関が企業に許可の条件と申請資料を告知し、企業がそれに合致することを承諾すればその場で許可を交付する方式）、審査・許可でのサービス改善の 4 つに分類してリスト化し、許可手続きの透明化、簡素化を図るものである（注 5）。このリストには、許可事項と上記の分類のほか、許可証の名称、根拠法令、具体的な改革措置、許可取得の事中事後の行政機関の監督管理の実施内容などが記載されていてわかりやすい。この改革は、いずれ全国で実施される予定である。

#### 「市場環境」に関する政策・措置

1. 国家による商事制度改革の深化、“証照分離”改革の推進
2. 国家による全国統一の市場参入ネガティブリスト制度の実施
3. 政府関係部門による反独占・反不正競争の法執行の強化
4. 国家による統一的で開放された競争と秩序のある人的資源市場体系の確立
5. 政府と政府部門による革新に対するサービスの強化
6. 政府と関係部門による国家の各種減税・公的課徴金低減政策の厳格実施
7. 政府性基金、行政事業性費用、保証金、公的事業サービス費用のリスト制定・公開
8. 金融機関の民営企業・中小企業への支援強化の奨励・支持
9. 国家による多様なレベルの資本市場の規範的で健全な発展促進、条件に合致する民営企業・中小企業の株式・債権等の発行支援
10. 水・電力・ガス・熱等の公共事業単位によるサービス・費用標準の情報公開
11. 業界団体による業界の自主規律の強化
12. 国家による社会信用システムの構築強化

13. 地方各級政府と関係部門による市場主体に対する承諾・契約の履行義務
14. 国家機関、事業単位による市場主体の貨物・工事・サービス等代金の支払遅延の禁止
15. 政府関係部門による市場主体の登記抹消手続きの改善

## 2) 市場参入ネガティブリスト制度の実施

市場参入ネガティブリストは、市場主体の市場参入（投資・経営活動）を禁止する業務・分野と行政許可の取得を条件として参入を許可する業種・分野および行政許可事項のリストで、内資・外資の両方に適用される。外国投資者は、外商投資ネガティブリストと市場参入ネガティブリストを見れば、投資の可否と許可取得の可否を判断することができ、また許可の内容がわかる。これらのリストは、透明性の向上という点で大いに歓迎される。

市場参入ネガティブリストは2015年12月に草案が制定され、一部地方での試行を経て18年12月から全国で実施されている。当初のリストでは許可業種・分野は14業種、148分野で、行政許可事項は573項目だったが、19年10月に改訂され、21業種、126分野、549項目となった（注6）。

このリストに記載される行政許可事項は、上記の“証照分離”改革の対象とされている行政許可事項と基本的に同じである。ただ、上記の自由貿易試験区で試行されている行政許可のリストは許可証の種類まで細かく分けて記載されており、また自由貿易試験区で特別に許可されるものが含まれているため、完全に同じではない。なお、市場参入ネガティブリストの許可業種・分野のリストでは取得が必要な許可の内容はわかるが、その根拠法令や具体的な手続きまでは記載されていない。この点、自由貿易試験区に適用されている上記の行政許可事項のリストのように、具体的に記載されることを期待したい。

## 3) 登記抹消手続きの簡素化

企業の設立・事業開始を容易にする一方で、抹消・事業撤退をスムーズにする手続きの改善も進んでいる。企業が清算などで登記を抹消する場合の手続きについて、「ビジネス環境改善条例」では、申請資料の簡略化、処理時間の短縮、コスト低減を図ると述べられている。この改善の動きは、2017年12月に国家工商行政管理総局（現国家市場監督管理総局）が簡易登記抹消を行う方針を発表したのが発端である（注7）。その対象とされる企業は、設立登記後に経営活動を行っていない企業、抹消登記申請前に債権・債務が発生していない企業、または債権・債務の清算が完了している企業で、これら企業は「企業信用情報システム」上に20日間の簡易登記抹消の公告を掲示し、工商行政管理部門が関係部門に通知し、公告期間内に関係部門や債権者から異議申し立てがない場合、企業は正式に登記抹消を申請し、工商行政管理部門は3日以内に抹消を決定するというものである。この手続きは実際には2017年から一部の地方で試行されてきたが、現在では多くの地方に定着している。企業が経営活動を停止し、債権・債務の清算も終わっている場合、簡易登記抹消手続きを選択することができるが、2ヵ月程度で登記抹消が完了する。

一方、通常の登記抹消手続きも、2019年1月に国家市場監督管理総局とその他の登記抹消に関係する部門から新しい方式が打ち出されたことがきっかけとなり、簡素化が進んでいる（注8）。企業は従来の市場監督管理部門への清算組届出と新聞での清算公告の代わりに「企業信用情報システム」上に清算予定公告を45日間掲示し、市場監督管理部門は関係部門に企業の清算開始情報を通知する。企業は公告掲示後に清算を開始し、債権・債務の清算を行い、税務局で税務抹消登記を行う。税務登記抹消は清算の過程で最も時間を要するが、新方式では、企業が税務検査を受けておらず、税・滞納金・罰金の未納がなく、増値税発票と発票発行専用設備を返納済みで、かつ企業の納税信用等級がA級、B級または親会社の信用等級がA級であるM級（注：新設企業か業務収入がない企業）の場合、税務局は申請に不備があっても承諾により受理し、即時に税清算証明を発行する。その後市場監督管理部門で登記抹消を行い、続いて社会保険登記と税関登記の抹消を行う。この手続きは地方によって違いがあるが、遠からず定着するようと思われる。

なお、「ビジネス環境改善条例」では、同じ条項で「県級以上の政府による企業の破産に対する協調メカニズムの確立」がうたわれている。破産については、「企業破産法」で裁判所への申し立てが可能とされているが、実際に裁判所が受理したケースは少なく、外商投資企業が現実に破産手続きを実行することは困難な状況にある。この面での改善に向けた政府の具体的な措置の実行が待たれる。

「行政サービス」に関する政策・措置

1. 政府と関係部門のサービス意識の向上
2. 政府および関係部門による行政サービスの標準化の推進
3. 政府および関係部門による行政サービスの利便化の推進
4. 国家による全国一体オンライン行政サービスプラットフォームの建設加速
5. 政府および関係部門による政府ウェブサイト、共用オンラインプラットフォームでの法令・政策措置の公開
6. 国家による行政許可の新設の厳格抑制
7. 国家による行政許可リスト管理制度の実施
8. 県級以上の地方政府による投資の審査・許可制度改革の深化
9. 区を設置する市級以上の地方政府による建設工事項目の審査・許可手続きの改善
10. 法律・法規または國務院決定に基づく行政審査・許可を条件とする仲介サービス事項の設定
11. 法律・法規または國務院決定に基づく行政審査・許可を条件とする証明事項の設定
12. 政府および関係部門による輸出入段階での審査・許可事項の削減
13. 税務機関による税務手続きでの資料および手続きの簡素化
14. 不動産登記機構による不動産の登記・取引・納税の一括申請受理・並行処理
15. 政府および関係部門による市場主体との意思疎通メカニズムの構築
16. 政府および関係部門によるビジネス環境についての苦情・通報の受付チャネルの構築
17. メディアを通じたビジネス環境改善の措置・成果の宣伝

4) 行政サービスの標準化、利便化

行政サービスの標準化は、各種行政手続きでの段階や申請書類、処理時間を標準化し、これにより担当者の裁量が入る余地を減らし、同一手続きでの同一対応を図ることを目指すものである。この面では、省政府や市政府のレベルで専用のウェブサイトでの手続きが明示される動きとなって現れている。また、行政サービスの利便化は、窓口での手続き完了、一回の申請での手続き完了、期限内の手続き完了を実現し、複数の手続きでの一括申請、申請書の所在地での申請やオンライン申請を可能とし、申請者の利便を図るもので、これも多くの地方ですでに実施されている。こうした新方式の採用によって全体としては簡素化、利便化が進んでいるが、事前の問い合わせや相談への対応が悪く、かえって手続きに時間がかかることが多いなど、まだ改善の余地は大きい。

以上のほかにも、すでに実施されているものがあるが、まだ成果は十分でなく、実現していないものや目標レベルのものも少なくない。特に、外資の関心の高い知的財産権の保護は様々な取り組みがなされているものの、成果が顕著に上がっているとは言い難いし、市場経済の下で社会全体の信用の向上をめざす社会信用システムの構築も政府各部門が企業や個人の信用格付けを行っているが、情報の公開や企業・個人の利用の便という点では不十分である。ただ、これらも「ビジネス環境改善条例」という法規に規定されたことで、政府が法的に履行義務を負うことになったことから、今後の動向を注目していきたい。

- (注 1) 「外商投資企業の登記管理業務を法により適切に行うことに関する指導意見 (パブリックコメント募集稿)」。原文は国家市場監督管理総局の下記のウェブサイトに掲載されている。  
[http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201911/t20191106\\_308234.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201911/t20191106_308234.html)
- (注 2) 「国家企業信用情報公示システム」は、国家市場監督管理総局が開設しているもので、企業の登記情報が掲載されている。企業自身も、年度報告や清算する場合の清算公告をアップする際に使用する。  
<http://gsxt.gdgs.gov.cn/>  
※このサイトはつながらないことがしばしばあるので、ご注意ください。
- (注 3) 「外商投資情報報告弁法 (パブリックコメント募集稿)」。原文は商務部の下記ウェブサイトに掲載されている。  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201911/20191102911365.shtml>
- (注 4) 「国務院の外資利用業務をより適切に行うことに関する意見」(国発 [2019] 23 号、2019 年 10 月 30 日発布・実施)。原文は中央人民政府ポータルの下記のウェブサイトに掲載されている。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/07/content\\_5449754.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/07/content_5449754.htm)
- (注 5) 「国務院の自由貿易試験区での“証照分離”改革の全カバー試行の展開に関する通知」(国発 [2019] 25 号、2019 年 11 月 6 日発布・実施)。原文は中央人民政府ポータルの下記のウェブサイトに掲載されている。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/15/content\\_5451900.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/15/content_5451900.htm)
- (注 6) 「市場参入ネガティブリスト (2019 年版)」(2019 年 11 月 22 日公表)。原文は商務部の以下のウェブサイトに掲載されている。  
<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/bc/201911/20191102916059.shtml>
- (注 7) 「国家工商行政管理総局の企業の簡易抹消登記改革の全面的推進に関する指導意見」(工商企注字 [2016] 253 号、2016 年 12 月 26 日発布・実施)。原文は国家市場監督管理総局の以下のウェブサイトに掲載されている。  
[http://www.samr.gov.cn/djzcj/zyfb/zjfb/201612/t20161227\\_282207.html](http://www.samr.gov.cn/djzcj/zyfb/zjfb/201612/t20161227_282207.html)
- (注 8) 「国家市場監督管理総局、人力資源・社会保障部、商務部、税関総署、国家税務総局の企業抹消の利便化業務の推進に関する通知」(国市監注 [2019] 30 号、2019 年 1 月 18 日発布・実施)。原文は国家市場監督管理総局の以下のウェブサイトに掲載されている。  
[http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/bgt/201902/t20190217\\_289797.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/bgt/201902/t20190217_289797.html)

## (執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部  
池上隆介  
住 所：東京都港区虎ノ門 5-11-2  
E-Mail：[r-ikegami@murc.jp](mailto:r-ikegami@murc.jp) TEL：03-6733-3948





## 日本から輸入された機械設備「該当機」が遊休化した場合の取扱い

三菱UFJリースグループ  
友瑪信商貿（上海）有限公司  
総経理 本多恒平

中国では、近年の人件費高騰・環境規制・米中貿易摩擦の影響等を背景に、日系企業の事業縮小・移転・撤退などの動きが活発化している。それに伴い余剰となった機械設備は、海外へ移設や第三者に売却する日系企業が増えてきている。

中国から海外に機械設備を輸出する場合には、『两用物質と技術輸出入許可証管理目録（2018年1月より改正実施）』に基づいて、商務部から輸出許可証の取得要否の確認が義務付けられている。また、輸出される機械設備が、日本の経済産業省の輸出許可を取得し、日本から中国へ輸入されていた場合には、別途必要な手続きが発生するケースがある。

本稿では、日本から輸入された機械設備を中国内で売却する場合と、海外へ輸出する場合の注意点について説明する。

### 1. 中国に輸入される日本製機械設備の傾向

中国における機械設備投資額は年間7兆～8兆円規模と言われ、巨大な市場が形成されている。機械設備の輸入額（2018年度）は1兆円<sup>1</sup>、そのうち日本からの新品機械輸入額（2018年度）は2,850億円<sup>2</sup>となっており、輸入総額の3割近くを占めている。

依然、機械設備の輸入先として日本は高いシェアを誇っており、投資額の大多数を占める中国メーカー製機械設備の多くがローエンドなのに対して、日本から輸入される機械設備の多くはミドルエンド・ハイエンド<sup>3</sup>が占めている。

### 2. 日本の安全保障貿易管理

日本は、他の主要国と同様に安全保障の観点から、軍事転用可能な貨物や技術が日本を含む国際社会の安全性を脅かす恐れのある国家やテロリスト等、懸念活動を行う恐れのある者に渡ることを防ぐために、国際社会と協調して輸出などの貿易管理を行っている。

日本においては、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき輸出管理しており、主に『リスト規制（大量破壊兵器等、武器製造が可能な貨物や技術そのものを規制している）』と、『キャッチオール規制（リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられる恐れがある最終需要者、仕向け国、用途を規制している）』にて規制を行っている。

『キャッチオール規制』においては、輸出令別表第3い地域①の国・地域（グループA）<sup>4</sup>への貨物の輸出・技術の提供は規制対象から外れているが、中国は上記の国・地域には該当していない。

<sup>1</sup> 出典：中華人民共和国海関総署「2018年12月輸入主要商品量値表」

<sup>2</sup> 出典：日本工作機械工業会「工作機械受注統計2018年12月」

<sup>3</sup> 機械設備メーカーが想定している対象顧客産業毎に技術水準や機械価格帯が異なるため、本文ではハイエンド（高価格機）を宇宙・航空・医療関連産業向け、ミドルエンド（中価格機）を自動車、電機・電子精密部品産業向け、ローエンド（低価格機）を日用品産業（量産品産業）向けと定義する。

但し、実務上は同一産業でもハイエンドからローエンドまで使用される機械設備は多岐にわたる。

<sup>4</sup> 2019年8月28日施行「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」に基づき、従来から貿易実務面で所謂「ホワイト国」と呼称されてきた輸出令別表第3い地域①の国別カテゴリー名称については、「グループA」に見直しされた。



外為法で規制されている貨物や技術（大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造等に関連する資機材並びに関連汎用品）を日本から輸出する場合、輸出者は、原則、事前に経済産業大臣の許可（輸出許可申請承認書 Export License、以下、「E/L」と記載）を取得する必要がある。この E/L を取得し輸出された機械設備が『該当機』と言われている。上述のミドルエンド・ハイエンドの機械設備についても製造メーカーに E/L の申請要否を確認し、必要と判定された場合は経済産業大臣から E/L を得る必要がある。

図表 1：日本における輸出に関する法令

輸出管理	日本国内法	外国為替及び外国貿易法 (リスト規制/ キャッチオール規制)	貨物：輸出貿易管理令 技術：外国為替令 ・日本側の輸出者は該非判定が必要 ・該当機を輸出する場合、経済産業大臣の E/L が必要
	域外規制	米国再輸出規制 (EAR 規制)	米国以外の国から第三国へ再輸出する時に適用 【規制対象】 ・米国製品や技術 ・米国からの輸出品 ・一定割合以上の米国製部品・技術が含まれるもの

図表 2：許可なく輸出・提供した場合の罰則

規制対象となる物や技術の許可を取らずに輸出・提供した場合、輸出者は法律に基づき罰せられる場合がある。

罰則	刑事罰	・最大で 10 年以下の懲役 ・最大で 10 億円以下の罰金（法人の場合） ・最大で 30 百万円以下の罰金（個人の場合） 但し、当該違反行為の目的物の価格の 5 倍が上記罰則額を超える場合は当該価格の 5 倍以下の罰金
	行政制裁	・3 年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止 ・別会社の担当役員等への就任禁止 ・経済産業省からの違反企業に対する公表を伴う行政制裁・警告 但し、公表を伴う行政制裁・警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書（原則非公表）等の対応もある
法律以外の甚大な影響		・企業イメージの悪化 ・顧客との取引停止 ・社会的制裁 ・株主代表訴訟 など

図表 3 : 違反事例<sup>5</sup>

違反事例	ポイント
自社の海外子会社との取引なら、E/L 申請は不要と判断。	輸出先が自社の関連企業であっても、リスト規制貨物の場合は E/L 取得が必要。
日本から輸入された物がリスト規制貨物から外れたので、履行報告が免除されたと勘違い。	当初日本から輸出された場合、E/L 申請内容は法令が改正されても有効。
当初適正な E/L 手続きで日本から中国に輸入された物が、イラン向けに再輸出された。	当初日本からの輸出手続きだけではなく、輸入された後の物件の管理も重要。

### 3. 該当機の取扱注意点

「最終用途誓約書」<sup>※1</sup>を提出し、E/L を取得して日本から中国に輸入された機械設備が、事業の縮小や移転、撤退に伴い、当初計画していた使用目的に供しなくなった場合、以下 (1) ~ (3) の如き、処分方法が想定されるが、その場合の注意点は以下の通りである。

図表 4 : 処分時の注意点

	対処方法	注意点
(1)	中国国内で転売	輸入時に提出した「最終用途誓約書」の内容と同様の誓約（民生利用、再輸出/移転しない）を、転売先より取り付けることが必要。
(2)	中国国外（日本を含む）に転売（再輸出）	経済産業省の事前許可（当初の輸出者経由）が必要。
(3)	中国国内でスクラップ処理 <sup>※2</sup>	スクラップ処理を行ったことを当初輸入時の日本側輸出者に連絡する必要がある（輸出者は経済産業省へ報告）。

なお、当初輸入時の輸出許可証に、経済産業省から何らかの条件付けがされていないか確認し、条件付けされている場合には遵守する必要がある。

#### 【補足】

※1 日本から該当機を輸入する場合、対象物や輸入国に応じて、日本の輸出者から提出を要求される誓約書。E/L 申請をする場合、輸出者は申請書と併せて経済産業省に提出する。民生利用限定、原則再輸出/再移転しないことを約束するもの。

※2 スクラップ業者にてスクラップ処理されたはずの該当機が、スクラップ処理されずに国連武器禁輸国・地域に渡った場合、当初輸入時の日本側輸出者が責任を負う可能性がある。

### 4. 中国から海外への機械設備輸出時の注意点

中国から海外へ機械設備を輸出する場合には、関連法規である『两用物質と技術輸出入許可証管理目録（2018 年 1 月 1 日より改正実施）』についても注意する必要がある。

輸出対象機械設備である貨物には、機械品目毎に HS コード（品目分類に用いる輸出入統計品目番号）が付されている。HS コードは 9 桁又は 10 桁の数字で構成されており、前の 6 桁は世界共通の番号であるが、後ろの 3 桁又は 4 桁は品目の更なる細分化目的に使用され、各国で異なっている。

中国から海外に機械設備を輸出する場合には、HS コードを用いて商務部の輸出許可取得の要

<sup>5</sup> 出典：経済産業省「安全保障貿易管理について」

否が判定される。

上述の通り、各国で HS コードは異なるため、中国から海外へ輸出する場合に用いる HS コードは、中国へ当初輸入した場合に関税から受領する報関単に記載されている HS コードを適用することが多い。

稀に、同じ機種 of 機械設備だった場合でも、当初輸入された時期・場所によって違う HS コードを適用されることもあるため、中国から海外へ輸出する場合は都度報関単にて HS コードを確認した方がよい。

また、当該機械設備の輸出時の売却額についても注意が必要である。売却額が当該機械設備の資産台帳価格（残存簿価）を大きく下回る場合、税務局から指摘を受ける可能性もある。

## 5. まとめ

生産移管や再編の一環等で、機械設備の処分を検討する場合には、先ず初めに、日本からの輸入した物件か否かを確認し、日本から輸入した物件である場合は、売買契約や通関関係の書類をもとに、該当機であるか否かを確認する必要がある。

該当機である場合は、前述の如く、再輸出や移設についての制約が課されている場合があるため、輸出許可証や最終用途誓約書（提出している場合に限り）を確認する一方、機械設備の売主（輸出者）にも確認し、制約に違反することが無いよう注意する必要がある。

違反した場合は、日本の親会社にも影響が及ぶ（子会社の管理責任を問われる）ことまで想定し、慎重な対応が必要である。

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ リースグループ

友瑪信商貿（上海）有限公司

総経理 本多恒平

中国上海市浦東新区陆家嘴环路 1233 号汇亚大厦 1005B 室

TEL : +86-21-6109-6065

E-Mail : kohei.honda@cn.lf.mufig.jp



## 中国経済の現状と見通し

三菱UFJ銀行  
経済調査室  
伊勢 友理

本レポートは、三菱UFJ銀行経済調査室作成の「アジア・豪州経済の見通し」の一部を編集・転載したものです。「アジア・豪州経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、原油に関しても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<https://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2019/index.htm>

### 1. 中国経済の概況と見通し

中国経済は 2018 年後半以降、減速基調が目立ち、直近 7-9 月期の実質 GDP 成長率は前年比 +6.0%と本年通年の目標 (同+6.0~6.5%) の下限に達した。10 月までの月次経済指標も、輸出入、固定資産投資、生産、PMI (購買担当者指数) 等、総じて減速方向にある。また、個別産業ではあるが、影響力の大きい自動車産業の動きを確認しておく、販売台数は依然前年を下回る水準で推移している。一部地域で渋滞対策のために導入していたナンバープレートの発給制限緩和を行ったこと等を背景に、足元で販売台数の前年比減少幅が縮小しているほか、生産にも持ち直しの兆しがみえるものの、まだ楽観はできない。

このように減速色が強い中国経済ではあるが、もとより中国は高度成長期から安定成長期への移行に伴う緩やかな成長率低下の過程にあると同時に、リーマン・ショック後の大型景気対策の負の遺産である過剰債務の削減への政策的取り組みも本格化していたことを考慮すれば、減速は減速でも緩やかなものに止まる限りにおいては中国政府の既定路線であったと考えられる。しかし、デレバレッジ政策の一環として 2017 年末から続くシャドバンキング規制の強化が、銀行からの資金調達に難しくシャドバンキングに依存せざるを得ない民間企業の資金難を招いたことや、そもそもこのタイミングで米国との通商摩擦がここまでエスカレートして景気の下押し圧力となったことは想定外の事態であっただろう。したがって、こうした内憂外患の状況に対し政策的対応は不可欠であり、現在政府としては、外資誘致持続及び市場歪曲的との批判を覆すための開放政策、産業競争力強化のための産業政策、生産性向上と景気対策を兼ねたインフラ投資、あるいはその他の財政政策・金融政策といったマクロ経済政策等を組み合わせ合わせた重層的な政策対応に舵を切っている模様である。

これらを考え合わせると、中国経済は当面デレバレッジと米中通商摩擦を主体とする複合的な下押し圧力を受けて減速を続けるものの、一定の景気対策で埋め合わせが続くなか景気の顕著な失速は回避されるだろう。但し、経済成長率については、2019 年が前年比+6.1%で着地した後、2020 年は同+5.8%と、象徴的であった+6%の台を割り込む水準を許容するものと予想する (図表 1)。

なお、米中間では合意の条件を巡り未だに熾烈な交渉が続けられていると報じられ、また、足元で緊迫化する香港情勢とそれに伴う米国の対応が米中交渉に影響を及ぼす可能性も浮上している。第 1 段階の「正式合意」に時間を要するのみであればまだしも、仮に決裂した場合、双方の制裁合戦は一段とエスカレートし、経済への強い逆風となるのみならず、米中合意を前提にリスクオンの

流れが強まっている世界の金融市場においても混乱は避けられまい。こうした中国経済を取り巻く様々な政治・経済のダウンサイドリスクには引き続き注視を要しよう。

図表 1: アジア・豪州の実質 GDP 成長率

(前年比、%)

	2018年				2019年			2018年 (実績)	2019年 (見通し)	2020年 (見通し)
	1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期	4-6月期	7-9月期			
アジア11カ国・地域	6.3	6.2	5.8	5.7	5.4	5.2	n.a	6.0	5.3	5.3
<b>中国</b>	<b>6.8</b>	<b>6.7</b>	<b>6.5</b>	<b>6.4</b>	<b>6.4</b>	<b>6.2</b>	<b>6.0</b>	<b>6.6</b>	<b>6.1</b>	<b>5.8</b>
インド(年度ベース)	7.7	8.0	7.0	6.6	5.8	5.0	n.a	6.8	6.1	7.0
NIEs	3.3	3.2	2.2	2.5	1.5	1.7	1.4	2.8	1.4	1.9
韓国	2.8	2.8	2.0	3.1	1.7	2.0	2.0	2.7	1.9	2.2
台湾	3.2	3.3	2.4	1.8	1.7	2.4	2.9	2.7	2.2	2.0
香港	4.6	3.5	2.9	1.2	0.6	0.4	▲ 2.9	3.0	▲ 1.3	0.5
シンガポール	4.7	4.2	2.4	1.9	1.1	0.1	0.1	3.1	0.8	1.9
ASEAN5	5.5	5.3	5.0	5.2	4.8	4.7	4.8	5.2	4.7	4.8
インドネシア	5.1	5.3	5.2	5.2	5.1	5.1	5.0	5.2	5.0	5.1
タイ	5.0	4.7	3.2	3.6	2.8	2.3	2.4	4.1	2.7	3.0
マレーシア	5.3	4.5	4.4	4.7	4.5	4.9	4.4	4.7	4.4	4.5
フィリピン	6.6	6.2	6.0	6.3	5.6	5.5	6.2	6.2	5.8	5.9
ベトナム	7.5	6.7	6.8	7.3	6.8	6.7	7.3	7.1	6.8	6.6
豪州	3.1	3.1	2.7	2.4	1.7	1.4	n.a	2.7	1.8	2.4

(注)インドの年度は4月～翌年3月。

(資料)各国統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

## 2. 対米通商摩擦の展開

米中通商協議は足元で再び不透明感を増している。米中対立の根底には安全保障問題や技術覇権争いがあるため、中長期的かつ根本的な解決は難しいものの、10月10-11日に開催された米中閣僚級協議を受けて、トランプ米大統領が「第1段階の合意に達した」と発言したことから(所謂「暫定合意」)、通商問題に関して一時妥結に至るとの期待が高まっていた。もっとも、足元では香港情勢の激化を受けて、米国議会で「香港人権・民主主義法案」がほぼ全会一致で可決され、トランプ大統領の署名も経て成立したことから、通商問題とは別ルートでの対立が交渉を困難にする可能性が高まっている。

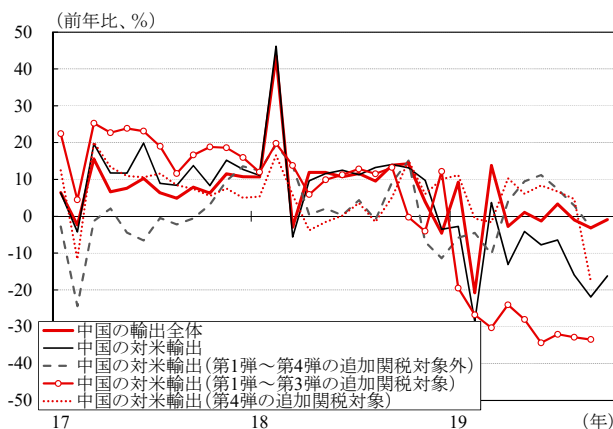
仮に政治的な成果を望む米中両国の利害が一致し、第1段階の「正式合意」に達した場合にも、両国関係が根本的に改善に向かうことは想定し難く、良くて12月15日に予定される1,600億ドル相当の米国の対中輸入品への追加関税回避程度に止まり、発動済みの第1弾～第4弾(3,600億ドル相当分)の追加関税撤廃は困難とみられることから、引き続き制裁関税が中国経済への下押し圧力となることは避けられまい。

こうしたなか、足元の中国の輸出動向を確認すると、米国の制裁関税による重石は大きく、10月の対米輸出は前年比▲16.2%と大幅減少しており、輸出全体(同▲0.9%)を強く押し下げている(図表2)。追加関税の影響について把握可能な米国の輸入統計をみると、昨年7月から9月にかけて制裁が発動された第1弾～第3弾の課税対象品は、足元で前年比3割超減少しているほか、9月1日から制裁が発動された第4弾の課税対象品についても9月以降急減していることが確認できる。これらを踏まえると、少なくとも関税導入が一巡する来年末までは対米輸出の前年比マイナス効果が続き、中国全体の輸出の重石となることが予想される。



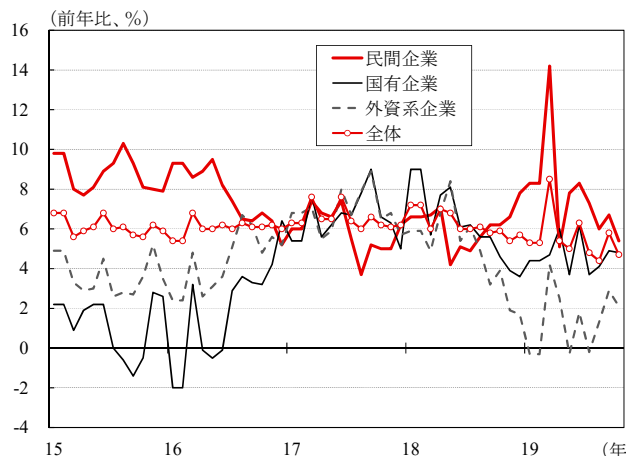
なお、輸出減が生産動向に与える影響については、2018年半ば以降、特に外資系企業の伸びの鈍化が激しく、米中通商摩擦が外需の悪化という直接的影響のみならず、グローバル・サプライチェーンの変調という構造的な変化をもたらしている可能性も指摘できる(図表3)。

図表2：中国の輸出の推移



(注)『中国の対米輸出(品目別)』は米国側統計ベース。  
(資料)中国海関、米国商務省統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

図表3：中国の企業別工業生産の推移



(資料)中国国家統計局統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

### 3. 内需の行方と経済・金融政策

インフラ投資については、その資金源となる地方专项債(特定プロジェクトの建設資金調達のために発行される債券)の本年の発行枠が大幅拡大されたほか、专项債資金を公共事業プロジェクトの資本金へ充当することが許容されるといった制度整備もなされたが、これまでのところ伸び率は低く、中央政府が想定した効果が十分に顕在化しているとは言い難い(図表4)。このため、9月4日の国务院常务会议では、地方政府に対し、本年分の特别地方債を9月末までに発行完了、10月末までにプロジェクトに資金交付するよう指示するとともに、来年分の地方专项債の前倒し発行を決定した。さらに、11月13日の同会議では港湾インフラを始めとする一部インフラ事業の最低自己資本比率の引き下げ(25%→20%)も決定している。こうした政策拡充により先行き伸びは加速に向かうとみられる。

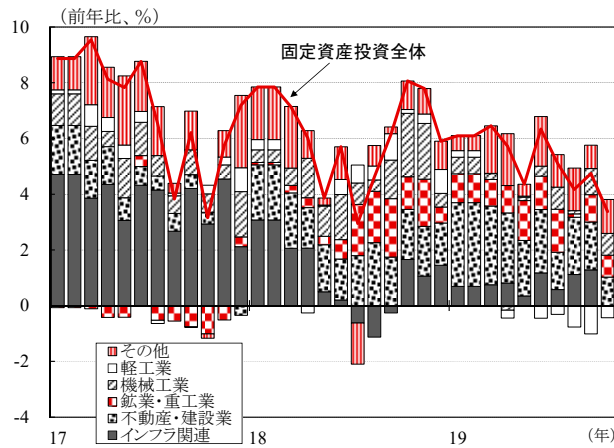
また、産業分野の投資では、軽工業向けは厳しい環境が続くとみられるものの、機械工業向けでは政府による産業育成を目的とした減税・補助金等の支援策並びに積極的な5G移行の推進等が期待できることから、来年も底堅く推移するものと予想される。

個人消費に目を転じると、米中摩擦長期化に伴うマインド面での下押しは自動車等の大型耐久財需要で続く可能性がある。但し、現時点で雇用・所得環境に著変はなく、また政府が雇用安定を最優先事項に位置付けて大規模な職業技能訓練を含む対策拡充も視野に入れていることを考慮すれば、この先も雇用・所得面の安定が消費を下支えする構図は持続しよう。実際、オンライン店舗によるバーゲンセールが行われた11月11日(独身の日)には、中国最大手の電子商取引企業の取引額が前年比+26%と大幅増加しており、節約志向を考慮に入れても相応に強い購買意欲が窺われる。

金融政策については、11月5日にMLF(中期貸出ファシリティ)金利の引き下げ(3.3%→3.25%)、18日にリバースレポ金利の引き下げ(2.55%→2.5%)、20日にLPR(ローンプライムレート)の引き下げ(4.2%→4.15%)を行っているものの、下げ幅は小幅に止まっており、実質的な効果は限られよう(図表5)。むしろ、これだけの小刻みな政策調整は当局のデレバレッジへの目配りを感じさせるものとなっている。

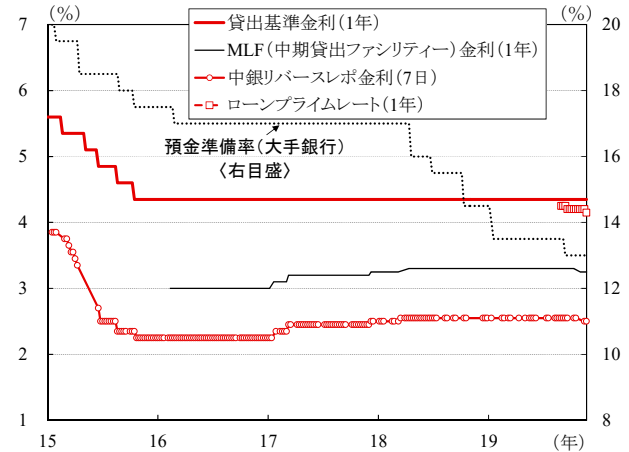
最後に、米中対立の長期化を念頭に置いて政策運営を進めているとされている中長期的な成長力の強化に繋がる改革・開放の加速については、具体的には足元で知的財産権の保護強化を含む「ビジネス環境改善条例」の採択や銀行・保険分野の外資参入規制の緩和等が実施されている。米中摩擦によるマイナスインパクトを補って外資を惹きつけるためにはこうした環境整備は不可欠なだけに妥当な方向性であることは間違いない。但し、従来から、外資系企業には法規制自体は整備されても執行が伴わず、満足すべき市場アクセスが得られないという不満が根強い点が指摘されており、そこに踏み込めない限り目に見えた成果は得られない恐れがある点は留意しておきたい。

図表 4：中国の固定資産投資の推移



(資料) 中国国家统计局等統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

図表 5：中国の金利と預金準備率の推移



(資料) 中国人民銀行等統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 経済調査室

ホームページ (経済・産業レポートとマーケット情報) : [http://www.bk.muftg.jp/rept\\_mkt/rsrch/index.htm](http://www.bk.muftg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm)



## 2020 年の人民元相場動向について

MUFG バンク (中国)

環球金融市場部

市場営業 Gr. 木下 将輝

### 1. はじめに

2019 年の人民元相場は第 1 四半期こそ米中通商協議の進展期待から人民元高が進行したものの、5 月以降は米国による対中制裁関税措置の先鋭化を受けて人民元安傾向が鮮明となった。特に 8 月 1 日の対中関税第 4 弾賦課発表後は人民元安が加速し、防衛ラインと目された 7.0 を超えるなど相場環境が大きく変化した。また、通商摩擦による悪影響が徐々に実体経済へと顕在化する中、米国は前年までの利上げ方針から一転して 3 度の予防的利下げを実施、中国も預金準備率の引き下げや貸出指標の改革を行うなど、金融政策も緩和度合が強まった。

本稿では改めて米中通商摩擦の整理と、中国及び米国の金融政策、中国の通貨政策に着目しつつ 2020 年の人民元相場を考察する。

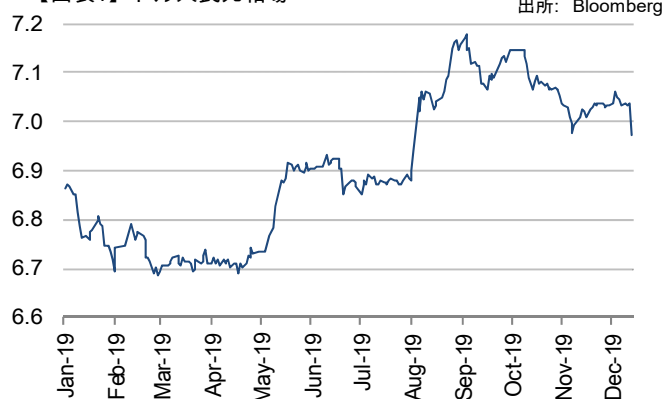
### 2. 2019 年の振り返り

2019 年の人民元対米ドル相場は、年初に 6.8614 で寄り付いた後、対中関税第 3 弾税率引き上げ期限である 3 月 1 日に向け、通商協議の進展期待から緩やかな人民元高が進行した。1 月末には劉鶴副首相が米国での閣僚級協議に臨んだ他、2 月初旬にはムニューシン財務長官とライトハイザー米通商代表部代表が北京での閣僚級協議に臨んだ。米中首脳会談が早期に開催されるとの見方が強まり、人民元相場は 2 月 27 日に年初来の人民元高水準 6.6546 を示現した。

結局のところ、2 月中の首脳会談実現には至らなかったものの、トランプ大統領からは米中首脳会談を開催するまで税率の引き上げを再び延期するとの発表がなされた。また、3 月の FOMC で利上げ休止方針の示唆、及び 9 月からバランスシート縮小停止の発表を受け、米ドルが対主要通貨で売られたことも人民元の底堅さを支える要因となった。加えて、3 月末に発表された中国製造業 PMI の前月対比伸び幅が 2012 年以来の大きさとなるなど中国の景気回復期待が高まる中、4 月の米ドル人民元相場は 6.7 台前半で堅調に推移した。その間、トランプ大統領と習近平主席が其々「中国主席と偉大な貿易協定について取り組んでいる」、「他国を損ねる人民元安を追求せず」と発言したとの報道が出るなど、市場では合意に対する期待が更に高まっていた。

然しながら、5 月 5 日にトランプ大統領が「中国との通商協議は続いているが、進展があまりに遅い。中国側が再交渉を企てている」と発信し、5 月 10 日の対中関税第 3 弾の税率引き上げを表明したことで人民元は 6.9 台まで売られた。その後は、6 月 20 日の FOMC で米国の利下げ示唆があっ

【図表1】ドル人民元相場



たことや、6月末のG20に於ける米中首脳会談を見据えた様子見から6.8台後半で推移した。

6月29日の米中首脳会談では、発動済の対中追加関税の撤廃には至らなかったものの、第4弾の発動見送りと、中国大手通信機器メーカーに対する実質的禁輸措置緩和の方針が示された。続く7月には閣僚級協議が月末に再開される見通しとなったことで、やや人民元高に戻す場面も見られた。

ただ、市場の期待とは裏腹に8月1日にトランプ大統領は交渉に進展が見られないとして対中関税第4弾を9月1日から10%で発動することを発表したことで、人民元は防衛ラインと見られていた7.0を突破し2008年5月以来の人民元安水準となった。更に、8月5日には米財務省が中国を為替操作国に認定することを発表した他、中国が9月1日から対米報復関税第4弾を賦課すると発表したことに対して、米国が発動前の対中関税第4弾の税率を15%にすると発表するなど両者の対立はエスカレート。結局、9月1日に対中関税第4弾2,700億ドル相当の内、1,100億ドル相当に対して税率15%が賦課されると、9月3日には年初来の人民元安水準となる7.1876を示現した。

一方で、大きく人民元安が進行したこの時期には毎朝発表される基準値の人民元高バイアスでの設定やクロスボーダー資本フローに対する管理強化など、当局の人民元安抑制措置ともみられる動きも垣間見え、人民元は徐々に落ち着きを取り戻し7.0に近づいた。10月10日から2日の日程で開催された閣僚級協議では農業、サービス、通貨などの分野で大きな進展が見られた模様であり、10月15日に予定されていた米国による対中関税第1~3弾までの税率5%引き上げは保留された。

11月には第一段階合意に伴い、関税が一部解除されるとの期待から6.9台をつける場面も見られたが、合意書に対する調印の場とされていたチリでのAPECが開催国の治安情勢悪化によって取りやめとなったことで再び7.0台で推移した。

尚、12月12日にはトランプ大統領が中国との第1段階の貿易合意を承認し、その一環として12月15日に予定されていた対中関税第4弾の残り1,600億ドル相当に対する15%賦課の見送りと、発動済分1,100億ドル相当関税の7.5%への引き下げを行うと発表した。この発表を受けて人民元は一時6.96台の人民元高を示現した。但し、米国側は中国が農産品やエネルギー資源、工業品、サービスを含む2,000億ドル相当の米国産品を購入すると説明し、農産品の規模は今後2年間で平均400億~500億ドル相当としている一方、中国側は数値目標を明らかにしていないなど、不透明感が拭いきれないことから、人民元は本稿執筆時点で再び7.0に接近している。(図表1)

### 3. 米中通商摩擦

2020年の人民元相場を見る上でも米中通商摩擦の行方がポイントであると考え、これまでの経緯、協議の主な議題、および今後の見通しについて改めて整理したい。以下の図表2は米国および中国による制裁関税措置のまとめであるが、米中通商摩擦は当初想定以上に先鋭化している。尚、第1弾から第4弾に進むに連れ、対象品目は両国経済へより影響の大きいものへと拡大している。

【図表2】米国と中国による制裁関税措置

米国による中国に対する制裁関税措置								
	金額	2018年			2019年			主な品目
		7月6日	8月23日	9月24日	5月10日	9月1日	10月15日	
第1弾	340億ドル	税率25%で発動					税率30%に引き上げ予定	産業機械、電子部品、自動車、半導体、医療機器など
第2弾	160億ドル		税率25%で発動				税率30%に引き上げ予定	半導体、化学品(プラスチック製品)、ゴム製品、鉄道車両・部品など
第3弾	2,000億ドル			税率10%で発動	税率25%に引き上げ		税率30%に引き上げ予定	機械類、電気機器、家電、家具類、食料品など
第4弾①	1,100億ドル					税率15%で発動		デジタル家電、衣類、など
第4弾②	1,600億ドル						税率15%で発動予定	携帯電話、パソコンなど
2017年米国の対中輸入額	5,055億ドル	10/10~10/11の合意により保留						
中国による対米制裁関税対象								
	金額	2018年			2019年			主な品目
		7月6日	8月23日	9月24日	5月10日	9月1日	10月15日	
第1弾	340億ドル	税率25%で発動						自動車、農畜産物(大豆、牛肉、豚肉)、水産物、化学品など
第2弾	160億ドル		税率25%で発動					古紙、自動車、金属くず、石炭・石油など燃料、化学品など
第3弾	600億ドル			税率10%で発動	税率25%に引き上げ			LNG、木材など
第4弾	第1弾~第3弾の対象も含む750億ドル					一部を5%~25%で発動	残りを5%~25%で発動予定	750億ドル相当の農産物・原油(5%~10%) 自動車・同部品(5%~25%)
2017年中国の対米輸入額	1,539億ドル	第1段階合意により保留						

出所：日本経済新聞を含む各種報道より中国金融市場部作成

ここで改めて通商協議の議題と10月の閣僚級協議での合意状況を整理する。図表3の通り、通商協議には主に8つの議題(①技術移転強要とサイバー攻撃、②知的財産権、③農業、④サービス、⑤非関税障壁、⑥通貨、⑦貿易赤字削減、⑧合意事項の実施状況検証)があると考えられ、その内、第1段階の合意では主に③農業、④サービス、⑥通貨で大きな進展があったものを思われる。

【図表3】米中通商協議の主な議題と10月の閣僚級会議での合意概要

米中通商協議の主な論点と合意状況	
①技術移転強要とサイバー攻撃 一部進捗はあったが、第2段階、あるいは第3段階の協議でさらに話し合う予定。	⑤非関税障壁(中国製造2025など) 言及無し。
②知的財産権 多くの進捗があったが、第2段階の協議でさらに話し合われる。	⑥通貨 為替市場の透明性と自由な市場について合意しほぼ完了。
③農業 中国は年間400億ドル~500億ドルの農産物を購入することで合意しほぼ完了。	⑦貿易赤字削減 言及無し。
④サービス 大手銀行やカード会社にとって大きな恩恵のある金融市場の開放について合意しほぼ完了。	⑧合意事項の実施状況の検証 合意内容監視・紛争処理の枠組みの必要性について合意し、今回の合意文書にもこれに関する条項が入る。今後細部を詰める予定。

出所：ロイター、Bloomberg など各種報道により三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第1段階の合意で大きな進展があった項目は中国にとっても合意の難易度が比較的低いと思われるものであり、米国が不公正な競争条件の是正として強く求めている①技術移転強要とサイバー攻撃、②知的財産権、⑤非関税障壁(中国製造2025※など)等の、より難易度が高い項目は第2段階、第3段階の協議で本格的に話し合われる見込みとなっている。特に特定分野へ多額の補助金などが問題になっている⑤非関税障壁に関しては、中国としても国家戦略上欠かせない先端技術分野であり合意は困難と考える。

よって、第1段階合意の調印を終えた後も、続く第2段階、第3段階合意に向けて再び交渉難航が予想される。また、第1段階合意でも発動済関税引き下げが一部に留まったことから、⑧合意事項の実施状況の検証、が議題になっている通り、完全な関税撤廃への道筋は遠いものと思われる。かつて日米貿易摩擦が永年に亘って繰り返された様に、米中通商摩擦も短期間で解決に至るものではないと思われ、人民元相場に対しては下落圧力が熾り続けるものとする。

※中国は製造大国であるが、技術の先進性や質の面では製造強国に至っていない。2025年までに製造強国への仲間入り、2035年までに製造強国の中位、2045年までに製造強国のトップクラスを目指すという計画



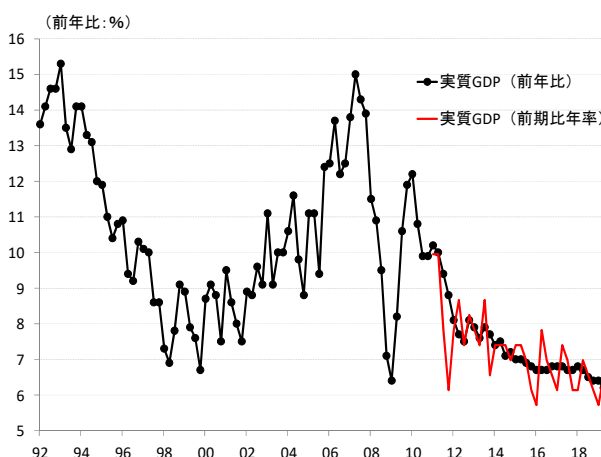
#### 4. 金融政策動向

米中通商摩擦の激化は両国のみならず、世界経済全体へのマイナス影響を引き起こし、その影響が顕在化している。斯かる環境下、中国及び米国の金融政策はより緩和的な色合いを強めつつある。両国の金融政策とその背景を確認しつつ、今後の人民元の方角性を考察する。

図表4は中国の実質GDP成長率を示したものである。中国が2001年にWTOに加盟すると、輸出数量の伸びを期待した域外企業からの投資活発化等で固定資産投資が成長を牽引した。更に、投資効果で純輸出も増加するという好循環が生まれ二桁の高成長を続けた。

しかし、2008年に米国を震源とするリーマンショックが発生すると輸出が急減。その落ち込みを防ぐために4兆元の経済対策が打たれた。これにより2010年には二桁成長にV字回復を実現したが、このV字回復が再び10%成長を前提とした投資活動を加速させ、過剰生産・過剰在庫・過剰債務といった後遺症も残した。2011年からは不採算企業の整理統合など構造改革を通じて、過剰生産、過剰在庫の問題解消を図りつつ、成長率を徐々に低下させながらも経済を安定化させてきた。そして、2017年には残された課題である過剰債務を削減すべくデレバレッジ（金融引き締め）を本格化させた。

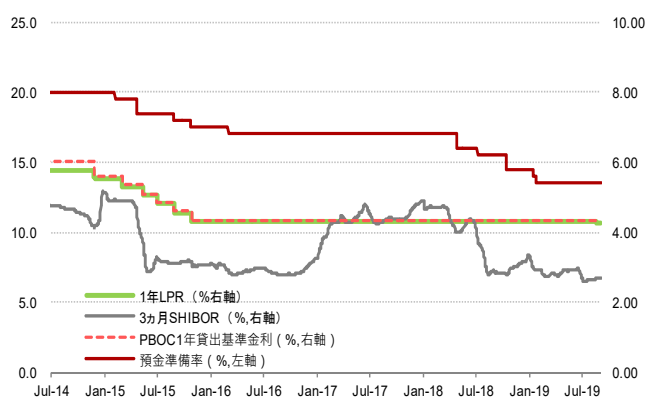
【図表4】中国実質GDP成長率(1992年～) 出所: Bloomberg



図表5は預金準備率、1年以内貸出基準金利、銀行間調達金利(3ヵ月SHIBOR)、1年LPR(LOAN PRIME RATE)を示したものである。デレバレッジを本格化させた2017年初頭以降は3ヵ月SHIBORが5%近辺まで大きく上昇していることが見てとれる。

この金融引き締めによって景気が減速している最中に、通商摩擦先鋭化による悪影響が重なったことが2019年のGDPは第1四半期6.4%、第2四半期6.2%、第3四半期6.0%といったリーマンショック後の最低の成長率更新にも繋がっているものと考えられる。

【図表5】預金準備率と貸出関連金利の推移 出所: Bloomberg



斯かる環境下、中国の金融政策の方角性は2018年半ば以降から段階的な預金準備率の引き下げ等で景気下支え優先・実質的な緩和方向にシフトしたものと推測される。大手銀行の預金準備率は2018年4月の引き下げ前17%から足元では13%まで低下しており、それによって3ヵ月SHIBORも3%近辺で低位推移している。また、貸出基準金利自体の変動はないものの、2019年8月には貸出指標として毎月20日に発表される変動金利であるLPRを貸出指標にすることが発表された。同指標は低金利環境を受け徐々に低下傾向にある。

これらの変化の背景には米中通商摩擦下にある景気の下支え意図が見て取れるが、金利と為替の相関性は高いことから、足元の低金利環境は人民元為替相場に対しては下押し圧力へと繋がっているものと推測する。

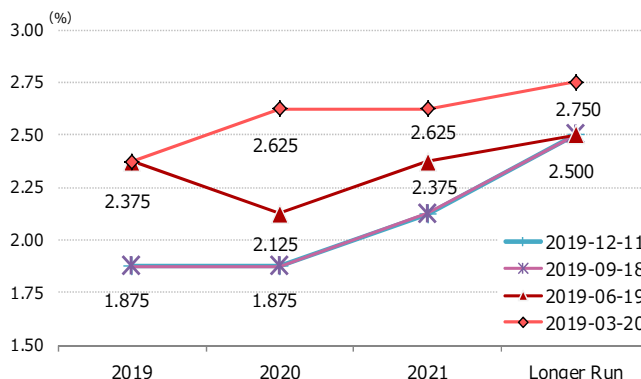
一方、米国の金融政策も従来の引き締めから変化し、緩和の度合いが強まっている。3月にFOMCで利上げ休止が示唆された後、本格的な利下げ局面入りは否定しているものの、7月、9月、10月のFOMCでそれぞれ0.25%の予防的利下げを実施している。

図表6は12月11日に発表されたFOMCメンバーによる政策金利見通しの中央値であるが、9月18日発表時と同様に2020年は金利の据え置き、2021年から年1回0.25%程度の利上げ再開が示唆されている。

米国経済は一部指標に弱さが見られているものの、大局的には引き続き好調さを維持している。但し、通商摩擦による影響が顕在化する中、リーマンショック後から続く米好景気局面が終焉に近づいているとの見方も強まっている。今後も利下げ、それに伴う米ドル安圧力が強まるものと思われる。

【図表6】FOMCメンバーによる政策金利の見通し(中央値)

出所: BloombergデータよりMUFG Bank (China)が作成



以上の通り、米中いずれも金融政策は緩和の度合いを強めつつある。2018年半ば以降は米国の引き締め姿勢と中国の緩和姿勢との対比が米ドル高人民元安を促進していた面もあったが、足元では双方の金融政策が緩和となっており、且つ緩和の度合いは米国の方が強くなっていることから、金融政策の観点で見れば人民元相場はやや人民元高方向に作用しても違和感がないものとする。

### 5. 通貨政策動向

中国は2015年8月11日の実質的な人民元切り下げ実施以降、通貨政策に対して規制緩和、自由化の方向に主眼を置いてきたと考えられる。ただし、急激な人民元安が進行した2016年終わりから2017年初めにかけてと2018年6月以降のタイミングでは規制を強化する方向の措置が取られた。以下では、為替相場動向に大きく影響する通貨政策動向について確認していく。

図表7はPBOCが2015年12月11日に公表した「人民元指数(CFETS CNY Index)」の推移である。これ以降、従来の対ドル重視の通貨管理から、主要通貨に対するバスケット指数である本指数の安定化に重きを置く管理が開始された。

この指数は中国にとっての貿易相手国の取引シェアに基づいて計算されているため、指数を安定化させることは、貿易シェアの大きい国の通貨に対してより安定するメリットがあると考えられる。

そして、現在PBOCは人民元相場の対ドルでの柔軟性を高め、人民元為替市場における期待を人民元指数(名目実行為替レート)ベースで安定させたいという方針である。対ドルでの柔軟性拡大は、人民元の国際化に向けた流れに資することにもなる。米中通商摩擦が激化した2018年5月以降も人民元指数は概ね一定のレンジで推移している。中国当局の人民元指数は安定、対ドルは柔軟性拡大という方針に変化はないと考える。

【図表7】人民元指数

出所: Bloomberg

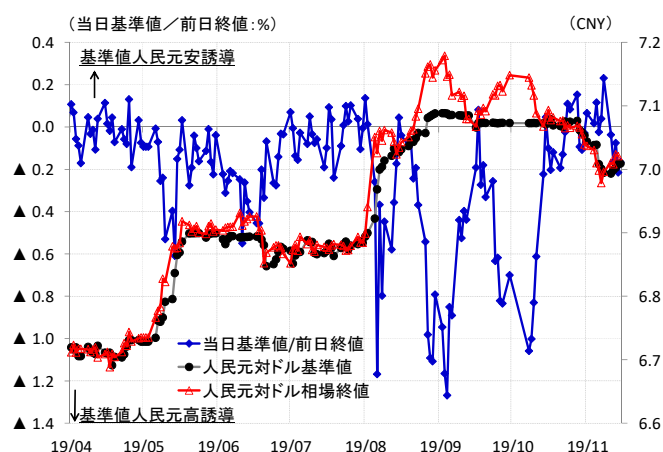


尚、対中関税第4弾発動表明に伴い大幅な人民元安が進行した2019年8月には、基準値の人民元高バイアスでの設定やクロスボーダー資本フローに対する管理強化など当局の人民元安抑制措置とみられる動きも垣間見えた。

図表8は人民元対ドル基準値の前日終値からのバイアスを示したものである。人民元の1日の値動きは朝方に中国人民銀行から発表される基準値から上下2%までに制限される。また、基準値は前日終値と上記の通貨バスケット指数の変動等を元に決定されるため、平時に於いては両者の乖離は大きくない。

然しながら、実勢相場が大きく人民元安に振れて年初来安値を記録した8月下旬から9月上旬にかけては、基準値が13営業日連続で7.08台に設定されるなど不自然な動きが見られ両者に乖離が生じた。市場ではこの乖離を当局による人民元安抑制意向の表れと受け止められ、人民元は徐々に基準値近辺まで値を戻した。このことから過度な人民元安進行に対しては引き続き抑制措置を講じる姿勢が伺える。

【図表8】人民元対ドル基準値の前日終値からのバイアス



資料: Bloombergより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## 6. おわりに

為替相場の基礎となる金融政策の面では、中国及び米国が共に緩和方向にシフトしたことで、再び両者の金利差が拡大し(中国金利>米国金利)、一定程度は人民元安抑制方向に作用するものと思われる。但し、足元では金融政策以上に米中通商摩擦という個別要因によって相場が変動している。

米中通商摩擦は協議進展と後退を繰り返すことが想定されるものの、根本的な解消には長い時間を要するものと考え、当面は人民元安懸念が燦るものと見込む。一方で、中国の通貨政策としては減速する経済に応じてある程度の人民元安は許容するものの、大幅な人民元安に対しては各種の人民元安抑制政策導入を講じることが想定される。よって、現在の水準からの大幅な人民元安進行も難しいと予想する。2020年の人民元相場は引き続き米中通商摩擦に左右されつつも、方向感としては緩やかな人民元安で相場を安定させていくものとする。

## 7. (ご参考) MUFG による向こう1年の人民元予想レンジ

予想レンジ	2020年1~3月	2020年4~6月	2020年7~9月	2020年10~12月
USD/CNY	6.95 - 7.15	7.00 - 7.20	6.95 - 7.25	6.95-7.25
CNY/JPY	14.7 - 15.9	14.5 - 15.7	14.3 - 15.7	14.0-15.5

出所: 三菱UFJ銀行 2019年11月29日発行 FX Monthly

以上  
(2019年12月16日)

(連絡先) MUFG バンク (中国) 環球金融市場部  
E-mail: masaki\_kinoshita@cn.mufg.jp TEL: +86-(10)-6590-8888 (内線) 295

### 調査報告書に関する一般的免責事項

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFGバンク（中国）有限公司（以下「当行」）が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前において、当行及び／又は当行関係者／組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解（あらゆる声明及び予測を含む）は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行（含む本店、支店）及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び／又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び／又は引受を承諾すること、及び／又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する（例えば関連会社、戦略パートナー等）こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性がります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び／又は保証に依拠するものではありません。当行（含む本店、支店）及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び／又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行（含む本店、支店）又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。



**税務会計:外資系銀行と保険会社に対する中国市場への参入条件の緩和**

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐 潔 (Jie Xu)

**背景**

金融業の対外開放のさらなる拡大を図るため、中国国務院は、2019年9月30日付けで国務院令第720号『中華人民共和国外資保険会社管理条例』および『中華人民共和国外資銀行管理条例』の改定に関する国務院の決定』を公布した。同決定は、公布日である2019年9月30日より施行された。

これまで中国における対外開放は、製造業を中心に進められてきたが、近年、サービス業においても本格化している。中でも金融業の対外開放は、新たな焦点となっている。今回の措置は、市場の予想を超えたものであり、対外開放を通じて金融改革を加速させるという政府の決意を示している一方で、外国の金融機関が待ち望んでいる中国ビジネスの拡大のきっかけになる。

**主な変更内容**

改定後の外資保険会社管理条例の主な変更点は以下の通りである。

- 1 外国保険グループ会社による中国国内での外資系保険会社の設立を認可する。これまで中国で設立された外国保険会社はすべて外国保険グループ傘下の同形態の子会社によって設立されたものである。
- 2 外資系保険会社の設立を申請する外国保険会社に対して「30年以上の保険事業経営年数」と「中国国内における代表機構を設立してから2年以上経過」の要件を撤廃する。
- 3 海外金融機関による外資系保険会社への出資を認可する。

改定後の外資銀行管理条例の主な変更点は以下の通りである。

- 1 外資独資銀行の出資者、中外合弁銀行の外資側株主、中国国内に支店を設立する外国銀行に対し、「設立申請年度の前年度末の総資産額が200億米ドルを下回ってはならない」という要件を撤廃する。
- 2 外国銀行が中国国内で外資独資銀行と外国銀行の支店を同時に設立する、又は中外合弁銀行と外国銀行の支店を同時に設立することを認可する。
- 3 外資独資銀行、中外合弁銀行、外国銀行支店の業務範囲を拡大し、「政府債の代理発行、代理換金、引受、および受取・支払代理」業務の展開を認可する。
- 4 外国銀行の支店が中国国内住民から受け入れる定期預金の下限を従来の1件当たり100万元から50万元までに引き下げる。
- 5 外資系銀行の営業性機構が許可された経営範囲内で人民元業務を行う場合、国務院銀行業監督管理機構からの承認は不要となる。なお、国務院銀行業監督管理機構が定める健全性条件は依然として満たす必要がある。
- 6 外国銀行支店は、国務院銀行業監督管理機構の規定に従い、一定比率の有利子資産を保有しなければならない。従来の30%の有利子資産保有比率を緩和する。具体的な比例は国務院銀行



業監督管理機構が定めるものとする。

- 7 自己資本比率が持続的に所在国・地域の金融監督管理当局および国务院銀行業監督管理機構の規定に合致する外国銀行の支店には、「人民元建ての営業運転資金に準備金等を加えた自己資本につき、人民元建てリスク資産の 8%以上の維持」という規制適用を免除する。

## 私共の所見

今回の条例改定は、主に外資系銀行、外資系保険会社の中国市場への参入条件、業務範囲（運営条件を含む）および監督管理プロセス等に対するものであり、株主の総資産、株主の種類、経営期間等に対する制限を撤廃した。外資系銀行の業務範囲を拡大し、銀行業や保険業の対外開放レベルを大幅に広げることで、より多くの外国金融機関が中国に投資して保険会社や銀行の設立を招致する。

しかし、注意すべき点は、銀行や保険分野の対外開放とともに、監督管理や税務環境は依然として複雑である。監督管理の面において、外資系銀行の営業性機構が認可された経営範囲内で人民元業務を行う場合、国务院銀行業監督管理機構からの承認は不要になるものの、国务院銀行業監督管理機構が定めた健全性条件を満たさなければならない。また、外国銀行支店が保有する有利子資産の比率は、国务院銀行業監督管理機構の規定に従う。外資系金融機関にとっては、中国市場の参入に対する制約が緩和された一方で、中国国内における経営がより厳しい監督管理環境に直面するだろう。税務上、税制を適用する際に、いくつかの業務において依然として複雑性と不確実性が存在する。

- ▶ □ 関連者間取引の価格設定。不適正な関連者間取引の価格設定により税務機関から特別納税調整の調査対象となるリスクを低減するため、いかに合理的に関連者間取引価格政策を制定し、企業グループ内各社への料金請求と関連役務提供者からの役務受入に係る料金を設定するか。とりわけ、外資系保険会社の支社と外資系銀行の支店に特有の本部管理費の中国における税務処理（関連費用の配賦比率、企業所得税の税引前控除要件、本部のための源泉徴収税額および送金届出の方法（役務に係る料金またはロイヤリティ）など一連の問題を含む）は、実務上ケースバイケースで判断する必要がある。
- ▶ □ 特定の金融商品への増値税の適用。例えば、銀行が通常の定期預金よりも収益率の高い預金商品を提供する。銀行は、金融商品にデリバティブ商品を組み入れることで、他のハイリスク金融商品のようなリターンを期待するとともに、投資家に対して普通預金と同様に元本保証を提供する。このような仕組預金を銀行預金と見なして、それによって生じる預金利息に対して増値税を課さないべきかどうか。あるいはこのような商品を「固定利益や保証利益」を提供する商品と見なして、投資リターンを貸付金サービスの利息として増値税を課すべきかという問題が生じる。近日、中国銀行保険監督管理委員会は、「商業銀行の仕組預金業務のさらなる規範化に関する通知」を発表し、仕組預金を財務諸表の中に組み入れることを定めた。これにより、関連処理がより複雑になる可能性がある。
- ▶ □ 再保険業務の増値税免税問題。中国の保険会社は、外国保険会社に提供する再保険サービスに係る増値税が免除されるため、実務において、中国の保険会社がこのような優遇税制を享受できるよう海外再保険契約を適切に調整することが重要である。

(監修者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス税務パートナー

徐潔 (Jie Xu)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場第二期 29F

Tel : +86-21-2212-3678 E-mail : jie.xu@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

### 国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2019 年 12 月 25 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。